

05. 授業料

担当は財務課出納係(072-978-3274)です。

●授業料の額※1(令和8年度入学者の授業料の額)

区 分	半 期 分	授業料年額
学部(夜間5年専攻を除く)	267,900円	535,800円
学部(夜間5年専攻)	133,950円	267,900円
大学院教育学研究科, 大学院連合教職実践研究科 大学院学校教育学研究科	267,900円	535,800円
大学院教育学研究科, 大学院連合教職実践研究科 (修士・長期履修制度適用者(3年間履修の場合※2))	178,600円	357,200円
大学院学校教育学研究科 (博士・長期履修制度適用者(6年間履修の場合※2))	133,950円	267,900円
特別支援教育特別専攻科	136,950円	273,900円

※1 今後、在学中に授業料の改定が行われた場合は、改訂後の授業料が適用されます。
※2 長期履修期間によって授業料金額が異なります。

●授業料の納付方法

本学の授業料の納付は、「口座振替制度(口座引落し)」により実施しています。三菱UFJ銀行、三井住友銀行又は、ゆうちょ銀行で、学生名義の口座を開設し、口座振替手続を必ずおこなってください。本学に提出された「授業料等口座振替依頼書」又は「自動払込利用申込書」をもとに、授業料引落口座として登録します。

授業料引落口座である学生名義の預金口座※3より、毎年度、前期分は4月27日、後期分は10月27日に引落します。ただし、引落日の27日が金融機関の休日であれば、前営業日となります。(例 引落し日が27日(土)の場合は、26日(金)となります。)
必ず引落日の前日までに預金口座へ授業料を入金してください。

また、申し出により、前期引落日に、年額(前期、後期分)の授業料を一括引落してきます。希望者は、4月上旬に募集します。

【1回生時の引落日】

令和8年度 前期分授業料 4月27日(月) 後期分授業料 10月27日(火)

※3 教員免許状一括申請手数料及び学生宿舍の寄宿料等の振替口座を兼ねているほか、本学が募集するアルバイトやTA(ティーチングアシスタント)の給与等の支払、並びに教育振興会からの助成金の払込先口座として使用します。

●授業料の納付に関するお知らせについて

授業料の納付に関する引落予告・引落結果及び督促について、Live Campus(LCU)にて学生にお知らせします。また、引落日を経過しても納付のない者については、保証人(父母等)宛に督促状を送付する場合がありますので、ご承知願います。

06. 授業料免除等

担当は学生支援課奨学厚生係(syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)です。

各期(前期・後期)の本人からの申請に基づき、学力評価及び家計評価を審査の上、授業料の全額又は一部を免除する制度です。詳細や申請手続については、Live Campus(LCU)や本学ウェブページをよく確認してください。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/jyumen.html>

ホーム > 学生生活・就職 > 学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等



①高等教育の修学支援新制度による授業料免除

対 象:学部学生(私費外国人留学生除く)のうち、住民税非課税世帯・それに準ずる世帯・多子世帯の者

申請要件:高校卒業後～本学入学まで2年を経過していないこと(編入学生は別途要件あり)

外国籍の方は、特定の在留資格を持っていること(「留学」等以外)

支援内容:授業料(入学科)減免と給付型奨学金

②大学独自の授業料免除

対 象:大学院生, 専攻科生

申請要件:経済的理由により納付が困難かつ学業優秀または、納付期限の6か月(新入学者の前期申請の場合は1年)以内に

本人もしくは主な学費負担者が死亡・被災等により納付が困難と認められること

支援内容:授業料(入学科)減免

③徴収猶予

対 象:すべての学生

申請要件:経済的に納付期限(前期分4月・後期分10月)までに授業料の納付が困難かつ学業優秀と認められること

支援内容:授業料(入学科)の徴収猶予(納付期限延長)